

2021年度～2023年度の標準保険料段階

※保険料段階は保険者(市町村)により異なります

段階	対象者	保険料
第1段階	生活保護を受けている人	基準額×0.5 (公費による軽減あり)
	世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	
	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.75 (公費による軽減あり)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.75 (公費による軽減あり)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額×1.7

※合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。平成30年度4月からは、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除(第1～5段階のみ)」した額を用います。

※老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。